

1 生活保護制度

1.1. 社会福祉審議会生活保護専門分科会

中間報告 (39.12.16.)

本生活保護専門分科会は、かねてより当面の生活保護水準の改善について検討をすすめてきたところであるが、明年度の予算編成の段階にあたり、とりあえずこれまでの審議の内容をとりまとめたので、別紙のとおり中間報告を提出する。

別紙

1 国民生活の向上と生活保護水準改善の方向

経済の高度成長に伴って、一般国民の生活水準は著しく向上したが、これを消費水準についてみると、総理府家計調査による全都市勤労者世帯平均では、昭和35年から昭和38年までに44%（実質19%—実質上昇率5.9%）の上昇を示し、農家世帯においても農林省農家経済調査によると、ほぼ同程度の上昇を示している。

しかも、これら消費水準の上昇の度合いを全都市勤労者世帯について所得階層別にみると、低所得階層ほど高い上昇傾向にある。このことは、全都市勤労者世帯第・10分位階級では、昭和35年から昭和38年までの間に44%（実質19%—実質上昇率6.1%）であるのに対し、第・10分位階級では54%（実質27%—実質上昇率8.3%）の上昇となっていることでも明らかである。

この結果、所得階層間の消費水準格差も、全都市勤労者世帯の平均消費水準に対し、第・10分位階級では、昭和35年に70.7%であったものが、昭和38年には71%に縮小し、第・10分位階級では、昭和35年に59.1%であったものが、昭和38年には63.2%に縮小している。

一方、一般国民の生活水準の向上に伴って、生活保護基準の改善が図られてきた結果、生活保護勤労者世帯についてみると、その消費水準は、昭和35年度から

昭和38年度までに71%（実質41%）の上昇を示しており、消費水準の全都市勤労者世帯に対する格差も、昭和35年度に41.7%であったものが昭和38年度には49.7%に縮小していると推計される。

以上のように、逐年消費水準が着実に上昇し、所得階層間の消費水準の格差が縮小の傾向をたどりつつあることは、経済成長に伴う産業構造、雇用市場等の近代化を背景とする所得の向上にささえられたものであるが、同時に消費者の意識、生活態度の変化によってもたらされたものであって、この傾向はなおしばらくは持続するものとみななければならない。

これに対して、生活保護水準についてみると、数年来その水準は大幅に改善されてきたとはいいながらも、全都市勤労者世帯の平均消費水準と比較すると未だ50%にも満たない低い水準におかれており、また、最近の一般国民の生活内容が急速に高度化し、かつ、所得階層間の格差が縮小しつつある現状にかんがみ、これに対応した生活水準とするためには、さらに相当の改善を行なうことが必要である。

そして、相当の改善を図ることこそ低所得階層間の格差縮小を一つの目標とし、ひずみ是正を企図する国民所得倍増計画の目的に沿うことになるのみならず経済の高度成長下において、その恩恵に浴しがたい人々に対し、繁栄の成果を分かち合うことこそ社会連帯の根本をなすものであって、国民福祉向上の立場から最も優先的にとりあげなければならない基本的施策である。

2 当面の生活保護水準改善の方途

一般国民の平均消費水準に比較して低所得階層の消費水準の上昇が大きく、消費水準の階層別格差縮小の傾向がみられる現状を前提として最低生活保障水準としての生活保護水準の改善を考える限りにおいては、一般国民の平均的消費水準の動向を追うのみではその目的を達し得ないものであって、低所得階層の消費水準とくに生活保護階層に隣接する全都市勤労者世帯第

・10分位階級の消費水準の動向に着目した改善を行なうことがとくに必要である。

すなわち、第1・10分位階級における消費水準の最近の上昇率に加えて、第1・10分位階級と生活保護階層との格差縮少を見込んだ改善を行なうべきである。この場合、見込むべき格差縮少の度合いについては、第1・10分位階級と生活保護階層との格差縮少の動向についても参酌すべきである。

勿論この場合、このような国民生活の動向から導き出された生活保護水準の合理性については、従来から採用してきたエンゲル方式による算定を行なうことによって最終的な判断がなされなければならない。

3 その他

なお、本生活保護専門分科会としては、これまでのところ生活保護に関するすべての問題の検討を了していないが、生活保護水準の設定にあたって当面考慮しなければならない事項を次に掲げることとする。

(1) 所得階層間における消費水準については、格差縮少の傾向を示してきたが、地方、地域別の生活実態についてみるときは必ずしも全国的に同じような推移を示しているとはいえないのであって、生活保護水準の地域差については、常時地域別の生活実態を把握し、さらに検討を行なう必要がある。

(2) 生活保護水準の算定に際しては、生活保護階層は勿論のこと、低所得階層における世帯構造、労働力状況ならびに家計内容等について詳細な資料を必要とするにもかかわらず現状では不十分と考えられるので、可及的速やかにこれらの資料の整備充実を図るべきである。

(注) 消費水準について観察する場合、5分位階級あるいは、4分位階級によって行なわれる例が多いが、今回生活保護水準を検討するに当たって所得階級別に消費水準の推移を観察したところ低所得階層ほどその上昇率が大きい事実があり、しかも生活保護階層の消費水準を考慮する場合、これにもっとも近接する階層という観点から従来の5分位階級あるいは4分位階級に加えて新たに第1・10分位階級により検討を行なったものである。